

第 36 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 24 年 3 月 22 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- (2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室
- (3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 国分典子 齋藤玲子 田崎由子
橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 建設産業室長
建設産業室主幹 農林総務課主幹 入札用度課主幹兼副課長 警察本部会計課次席
施設管理課主幹 道路管理課主幹兼副課長 砂防課主幹兼副課長 港湾課主幹
いわき農林事務所森林林業部副部長 いわき農林事務所森林林業部森林土木課長
県北建設事務所主幹兼事業部長 保原土木事務所長 相馬港湾建設事務所次長
小名浜港湾建設事務所主幹兼次長

(4) 次 第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について (平成 23 年度 10 月～1 月まで分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成 23 年度 10 月～1 月まで分)

ウ 総合評価方式の実施状況及び今後の対応について

エ 入札不調の状況と対応策について

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから「第 36 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、総務部政策監は所用のため途中で一時退席させていただきますので、予めご了承願います。

それでは、議事につきまして、美馬委員長、よろしくお願い致します。

【美馬委員長】

これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項が 4 件、審議事項が 1 件、合計 5 件でございますが、特段問題がなさそうですので、これらについては公開で行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員)

(異議なし)

【美馬委員長】

ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。

まず最初に、報告事項「ア 県発注工事等の入札等結果について」でございます。事務局、説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(資料 1 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今の報告は、前回との違いを中心に述べていただきましたが、そういう現象が起きた原因についてはどう考えておりますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

先程も契約方法別のところでご説明しましたが、依然として随意契約の占める比率が高いことによって落札率が上がっております。さらには県内企業において、最近入札不調ということで、作業員・技術者不足が言われております。地域要件別で見た場合には、管内や隣接三管内で平均参加者数は減っていますが、地域要件が全国の場合には増えており、それが平均落札率の上昇、平均参加者数の減少という傾向に影響しております。

震災以降の災害復旧工事、さらには現場における対応の状況、入札不調の背景も含めまして、そういった要因が今回の10月から1月の結果に一部反映していると分析しております。

【美馬委員長】

ありがとうございました。随意契約が大幅に増えたということが原因の一つであり、もう一つは、災害復旧あるいは原子力関係の工事が増えたということが一つのベースになって、落札率の高騰に結びついているのではないかと。そういう分析でございました。この件について、何かご質問はございますか。

この傾向は、月別の変動というのがありますか。それとも、10月以降はだいたい同じような傾向が見られますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

平均落札率で申しますと、10月が93.06%、11月が94.95%、12月が95.49%、1月が95.38%であり、上昇傾向を示しております。

【美馬委員長】

これは、仕事が増えているということで、安値受注が少なくなったということですか。

【入札監理課主幹兼副課長】

そのような傾向は見て取れると思っております。

【美馬委員長】

まだ今後も続く可能性があります。いかがですか。何かご質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、2番目の議題でございます。報告事項の「イ 入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」、事務局、ご説明願います。

【入札監理課主幹兼副課長、施設管理課主幹】

（資料2により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、3番目の報告事項「ウ 総合評価方式の実施状況及び今後の対応について」でございます。事務局、ご説明願います。

【入札監理課長】

（資料3により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。総合評価方式の実施状況と今後の対応についてでございます。実施状況につきましては、昨年11月1日に特別簡易型の評価基準を改正したことを踏まえ、改正前と改正後の比較ができるようになっております。前年度との比較はありませんけれども、傾向とすれば、前年度と大して違いはないということです。

4ページにありますように、総合評価方式の場合には、項目ごとの得点状況は非常に重要になりますが、ここにつきましては、大きな変化はない。特別簡易型については、改正前と改正後で顕著な違いが出てきたということです。

総合評価方式の今後の対応については、3点ありまして、原子力災害による影響を加味した。もう一つは、東日本大震災等への対応の評価に枠外配点という形で特別加算をする。3番目は、透明性を確保するため、低価格入札者を公表する、ということでございます。実施時期について

は、今年の5月以降の入札から適用する、ということでございます。

この案件につきまして、何かご質問等はございますか。特別簡易型の改正については、所期の目的を達成しているということになりますか。

【入札監理課長】

今のところ傾向としてはそのような状況ですが、この傾向がずっと続くようであれば、基本的には改正の目的どおりの結果になってきていると考えております。

【美馬委員長】

結果は11月から1月までの3か月だけですので、まだもう少し内容を検討していかなくてはならない。方向とすれば、所期の目的の方向にある、ということのようです。いかがですか。

福島の場合には、放射能汚染の問題、あるいは、大災害・震災等への対応の評価が重要な一つの課題であり、これをどのように組み込んでいくのか、今後の課題かと思えます。この案件については、よろしゅうございますか。

それでは、4番目です。報告事項「エ 入札不調の状況と対応策について」、事務局、お願いします。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。入札不調の状況ですが、今年は大幅に増えたということです。いろいろ理由がありますけれども、結果として、発注工事がうまく進んでいかない、そのことによって、復旧が進まない、あるいは、生活の場、経済活動が支障をきたす、こういう問題が生じますので、入札不調については、是非何とかしなくてはならない、ということでございます。

対応策として、1番目は、どうしてこのようなことが起きているか、情報を共有する。2番目は、業者に発注見通しを公表して、業者が自分で選択できるような情報を提供する。3番目は、労務単価の見直しということで、現状に合わせる。4番目は、技術者の確保、あるいは、常駐義務の緩和によって、技術者の不足を一定程度補っていく。このような形で、入札不調を低く抑えていく、という内容でございます。これについて、何かご質問等はございますか。

【芳賀委員】

入札不調の状況について、技術者や作業員の不足、労務単価の上昇、利益率の低い工事の敬遠という文言になっていますが、利益率が低いということではなく、業界の動向を聞いていますと、利益が出ない。その原因となるのが、設計と現場の乖離である。

このような表現は、行政機関から見たら当然の表現になるのかもしれませんが、そういう問題がある。予定価格の適切な算定というところにおいて、そういう問題も取り上げなくてはならない感じがする。

もう一点は、最近、県職員の不足により、任用ということで、3年程度、技術者等を募集するというようになっておりますが、企業によっては会社の経営者さえ知らない間に、技術者が県の方を受けるということも発生している。

これは、それなりの雇用対策等を行っていけば、当然ながら防げると思うのですが、公共事業等も減ってきており、厳しい中で経営をされているということもあって、それ相応の対応というの、なかなかできない状況の中で、そういう危険性を含んでいる。

雇用する際に業界から求めざるを得ないという部分は、分からないわけではないですが、任用試験ということで、繰り返し行われる場合には、建設業は待遇が悪いですから、余計離れる確率は出てくるのではないかと。

【美馬委員長】

技術者の確保という問題は、発注者側の問題もあるのではないかと、ということですが、この辺について、県では、どういう理解ですか。

【建設産業室長】

ただいまお話ししました設計と現場の乖離ということですが、設計は、現場も確認しながらやっているわけですが、自然条件や被災状況で、かけ離れてくる場合もあります。

土木部では、改めて現場を適切に反映した設計を行うよう徹底したところでございます。

県で行った任期付き職員の採用が、現場の技術者を引き抜いているというお話でしたが、県と

しても、円滑な災害復旧を進めるということで、広く求めたところでございます。この辺については、県からどうこう言える状況でもないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

【美馬委員長】

今年、震災を原因として、設計と現場の違いが顕著になったということはありますか。設計と現場の違いは、従来からある問題です。今回、急に不調になった理由の一つとして出てきたのは、震災の影響が色濃く出たという気がするのですが、そこはどうか。

【建設産業室長】

設計と現場の違いは、以前からあったもので、今回の震災の関係で特に多いということではないわけですが、被災によって、現況が変わっているという部分もあることは否定できないところでございます。余震やそれ以降の自然条件が原因ということもあります。

【美馬委員長】

そういうことですので、今後、さらに努力をしていただきたいということのようでございます。他にいかがですか。

【藤田委員】

労務単価の件ですけれども、国は3か月ごとに見直しをする方向であるという報道記事を見たのですが、県としては、どのくらいのサイクルで見直しされるのでしょうか。

【建設産業室長】

労務単価については、基本的には国が調査をして、それぞれの県の労務単価を決めているという状況でございます。今回、国に要望したのは、年に1回だけだったものを、実勢を反映して、機会をとらえて、見直す回数を多くできるシステムにしたというのが、一つの改定です。

【美馬委員長】

国と同じように3か月ごとに見直しがされる、ということです。他にいかがですか。

【齋藤委員】

入札不調というのは、とても深刻な問題だと思うのですが、8月からどんどん増えておりまして、1月が若干減りましたが、その後はどうなのだろうということが、まず一つ。

それから、この不調になっている工事ですが、緊急性の高いもの、安全に関わるもの、震災後の復旧に関するもの、特に安全性を必要とするものが不調になっていて、安全性が確保されていないのではないかということが気掛かりなのですけれども、それはいかがでしょうか。

【美馬委員長】

2点でございます。緊急性の問題と今後の展望についてです。

【入札監理課長】

まず、今後の話でございますけれども、いろいろと対策は講じてはおりますが、来年度におきましても、災害復旧や復興関係で、発注がかなり増えてまいりますので、そういった意味では、不調の要因となる部分は、引き続いているということがございます。

今回、対策を講じましたが、1月に減少しておりますのが、対策の効果として減少しているのか、それとも、たまたまそうなかっただけなのかということころまでは、まだ分析できていません。今後につきましては、状況を良く見極めながら、さらに何らかの対策が必要なかどうか検討を進めてまいりたいと考えております。

不調となっている中で一番多いのは、通常的一般競争入札で発注しております工事がかなり多いです。災害復旧の工事も一部含まれてはおりますが、不調となっております案件としましては、通常発注の競争入札で行われるものが多いという状況となっております。

【美馬委員長】

厳しい状況は変わらないということであり、緊急性の高いものについては、随意契約で対応していくという方法もあるということのようでございます。

他にいかがですか。

【影山委員】

先程の労務単価の見直しについて、国が3か月に1回見直しをする、それを受けて、県として、実勢価格を決めるということですが、福島県の場合は、被災県ということで、国だけを見ていいのかという疑問がある。岩手や宮城の実勢価格も、一方では見据える必要があるのではないか。

それが、県としての実勢価格を作り上げる一つのたたき台として検討されてはどうかということ。

33職種について、どの程度の引き上げ率か。額は職種によって違うでしょうから、率的なものを教えていただければ有り難いと思います。

【美馬委員長】

事務局、お願いします。

【建設産業室長】

最初のお話ですが、今回の見直しは、宮城も岩手も同じように、国と一体となって進めているということでございます。

それから、労務単価の伸びですが、福島県で言いますと、通常の特種作業員、普通作業員についての伸びは、実質なかったわけですが、専門工事に近い法面工やとび工については、4.7%の増ということ。大きなところで言いますと、はつり工や大工というところで、4.7%、4.9%ということで、専門業種について引き上げになっているという状況でございます。

【美馬委員長】

影山さん、いいですか。

【影山委員】

宮城県が労務単価を高額で見直しているという話を聞くわけ。福島県の現状の労務単価は、全国で下から数えた方が早かったと思います。今ほど説明のあった4.7%だけで、本当に今後の入札不調の有効な打開策になっていくのかという不安が残るので、あえて意見として申し上げさせていただきます。

【美馬委員長】

まず、宮城県の場合には、今回の改定で、どれぐらいのアップになるか、それは分かりますか。

【建設産業室長】

7.8%です。

【美馬委員長】

宮城や岩手は先行しているから、それが上がっているのが調査をしたときに分かるが、福島は遅れているから、宮城や岩手が上がって、それで引きずられて福島は上がる。そうすると、調べたときには福島は2、3か月遅れるのではないか。要するに、宮城が上がり、それにつられて上がる。

ただ、同じ時間に調査したのでは、福島は、復興等が遅れている場合には、遅れる可能性があるのではないか。だから、福島については、従来の実態調査だけではなくて、独自に波及効果や見直しなどを含めた改定ができないかということですが、そこら辺はいかがですか。

【建設産業室長】

ただいまのお話ですが、ルールがありまして、各県でも同じようにやっております。今回の引き上げは、昨年度の10月の調査ということで、労務費が上がっている中で調査で実勢が反映されたものとなれば、上がったような結果が出ると考えております。

【美馬委員長】

物価スライド、インフレスライドも、ある程度今回入れましたので、その遅れた部分についても、長期にわたる工事については、それが反映できるということを、ある程度期待する以外にないという気はします。国の算定のやり方を変えるというのは、なかなか難しいです。

【芳賀委員】

労務賃金については、建設産業にとって重大な問題でありますので、国土交通大臣、あるいは、各政党等に対応してきたわけですがけれども、国土交通省の見解としては、制度を変える考えはないということ。

参考までですがけれども、果樹除染作業については、福島市の場合1時間当たりの単価が、2,500円と伺っております。日額換算だと20,000円です。

建設業の普通作業員の設計労務単価は、10,700円ですから、建設労働力は農家に依存する割合が非常に高いので、これからも労務賃金の問題は出てくると思います。

【美馬委員長】

事務局に聞いたところによりますと、除染の作業員については、国の規程がないので、自由に

設定できる。ところが、土木等の公共工事に関するものは、きちっと決められているので、自由に上げたり下げたりできないということのようです。除染作業は、国の規程にないものですから、賃金の上昇が起きてしまうということのようでした。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

【総務部政策監】

総務部政策監、鈴木でございます。今回もご苦労様でございます。ただいま建産連の芳賀委員はじめ、連合の影山委員も含めて、労務単価の件については、先日閉会しました県議会においても、党派を問わず、かなりご意見を頂戴しました。

県で言いますと、土木部長、総務部長はもとより、知事、副知事にまで伝わっているお話で、県としても、雇用の問題もありますし、せつかく予算を獲得してきても、それが活かされないと、スピード感を持った復旧・復興が進まないということで、我々も非常に重要な課題として認識しております。

ただ、お話にありましたとおり、なかなか一朝一夕に動かないということで、我々自身もいろいろジレンマを抱えながらやっているというのが、現況でございます。ただ、非常に喫緊の課題と認識しており、オール福島県という形で、引き続き国に対しても理解を求めていきなり、何か工夫のできるところはしていくということで、事にあたりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

【美馬委員長】

入札不調が続きますと大変なことになりますので、努力していただきたいと思います。

それでは、この案件については、よろしゅうございますか。

【安齋委員】

この前、業界の意見聴取をしたときに、労務単価が話題になって、業種によっては、1日4万円ぐらいまで高いのがあるということでしたが、どういう業種でしたか。何か今日の説明とミスマッチしているような感じですが。

【芳賀委員】

一部大工さん等について、かなりの値上がりをしたということを聞いていますが、4万円というような話はございません。ダンプカーですけれども、1台について6万円から7万円を支払っており、福島県は3万円から3万5千円ぐらいだという話は聞いております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。それでは、この案件については、終わりにいたしまして、続いては、審議事項アに移ります。抽出案件についてでございます。今回は、随意契約に関わる問題としての抽出案件でございます。

それでは、抽出された委員から、抽出理由の説明をお願いします。安齋委員、影山委員の順番で、説明をお願いします。

【安齋委員】

最終的に抽出したのが4件あるのですが、私の方で選んだのと、影山さんの方で選んだのと、ほとんどダブってしまっていて、ダブっていないものは1件だけです。案件番号でいうと、1番、3番、4番、5番が私の方で選んだものです。

選んだ理由としては、1番は、見積相手が12者で、落札率が100%の中から、金額が大きいのを選んでおります。3番は、見積相手が1者で、落札率が99.9%で100%に限りなく近く、金額が大きいということで選んでおります。4番は、見積相手が12者で、契約金額が高いということで、3億5,800万円の小野工業所を選んでおります。5番は、見積相手が12者で、落札率が100%ということで選んでおります。

【影山委員】

安齋委員とほとんどダブってしまったのですが、整理番号22番は、単独随意契約で、契約金額が2千万円以上であり、落札率が100%ということですから、この件の経過について説明をお願いします。整理番号374番は、安齋委員と同じで、10者以上の案件と、請負金額が5千万円以上の案件ということで、170番と374番の2つを抽出させていただきました。

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、それぞれの案件について、担当の事務所から説明いただ

きます。最初は、いわき農林事務所の案件についてでございます。説明をお願いします。

【いわき農林事務所森林林業部副部長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この件につきまして、まず最初に質問だけをいただきまして、意見交換につきましては、全部の案件が終わった後で、まとめて行いたいと思います。

それでは、この件につきまして、質問がございましたら、いただきたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

【橋委員】

この中で、落札率が8割を切っているということで、最近にしては低いと感じたのですが、工事の内容的には、大丈夫なんでしょうか。

【美馬委員長】

これについての心配は、いかがですか。

【いわき農林事務所森林林業部副部長】

この工事に関しましては、3月9日に竣工検査を終えておりまして、特に工事に対する不備というものはございませんでしたので、大丈夫だったと思っております。

【美馬委員長】

それは結果論でして、発注するときには、そういう心配はなかったんですか。要するに、78%ぐらいで、心配はしなかったのですか。

【いわき農林事務所森林林業部副部長】

特に制限価格が設けられてございませんでしたので、その決定のとおり、業者を決めさせていただいたということでございます。

【美馬委員長】

まだ制限価格が設定されていない時期だったので、それで進んだということでございます。よろしゅうございますか。

それでは、2番目、小名浜港湾建設事務所の案件でございます。ご説明願います。

【小名浜港湾建設事務所主幹兼次長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件は、少し特殊な案件のようですが、見積書を提出した者は、1者だけだったということですが、公募的な手続はやったのでしょうか。

【小名浜港湾建設事務所主幹兼次長】

たまたま小名浜港に船を持ってきていたということで、この会社であれば、回航費は一切いらぬ状態であったということで、1者を選定したという形でございます。

【美馬委員長】

そういう特殊な事情があったということですか。この案件について、何か質問はございますか。

【安齋委員】

予定価格3,570万円ですか。この中には、回航費が含まれていないということですか。

【小名浜港湾建設事務所主幹兼次長】

含まれておりません。

【美馬委員長】

最初から回航費を予定しないで、選定したということのようですね。よろしゅうございますか。

それでは、3番目、相馬港湾建設事務所の案件について、ご説明願います。

【相馬港湾建設事務所次長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件も、1者を対象にして随意契約を結んだ案件です。何かご質問はございますか。

【安齋委員】

設計図書もない、測量も不可能、図面もない。それで積算できるのですか。

【相馬港湾建設事務所次長】

おおよそ復旧の断面積がどのぐらいならば、単価はどのぐらいということは出せます。

【安齋委員】

それで計算したのですか。

【相馬港湾建設事務所次長】

そうです。

【安齋委員】

結果的に、ほとんど100%に近い金額ですか。

【相馬港湾建設事務所次長】

当初は、7,499万9,400円でしか見積もれなかった。実際、壊れている部分について、詳細な調査を行うことができなかった。測量ができなかったという部分で、このぐらいだろうと金額を定めて、相手方と契約して、最終的には、2億3,800万某の金額になりました。

【安齋委員】

そうすると、暫定契約で決めたときの落札率は、どのように計算するのですか。

【入札監理課長】

暫定契約と申しますのは、設計書の作成の暇がなくて、工事に着手しなければならない際に、少なくともこのくらいはかかるだろうという金額で契約を締結するものでございまして、予定価格を設定せずに、少なくともかかるだろうという金額で契約をしております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。そういう状況のようでございます。

それでは、ここで、5分間休憩を取りたいと思います。今3時ですので、3時5分から始めたいと思います。

(休憩)

【美馬委員長】

それでは、再開致します。続きまして、4番目、県北建設事務所の案件について、ご説明願います。

【県北建設事務所主幹兼事業部長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、何かご質問はございますか。この案件を選んだ理由は、最低制限価格を上回った中では一番安かったということです。よろしゅうございますか。

それでは、5番目、保原土木事務所の案件について、ご説明願います。

【保原土木事務所長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、ご質問等いただきたいと思っております。いかがですか。これは、ほとんどが予定価格を超過したという案件です。一番下だったのは、ちょうど100%であったものです。質問はいかがですか。よろしゅうございますか。

質問等がないようでしたら、抽出案件に関する意見交換に移りたいと思っております。随意契約ですので、なぜ随意契約になったのか。どういう経緯で業者を選んだのか。こういうことが主として問題になると思っております。その他、いろいろご意見の交換をしたいと思っております。いかがですか。

全体としては、緊急を要するということがポイントになります。それから、船の問題のように、今だったら安くやれるというような場合もありましたけれども、緊急性が第一で随意契約が選ばれたということです。1者の場合も2件ぐらいありましたけれども、それぞれ特殊な事情があって、それを選んだということのようです。その他につきましては、制限価格があるような場合には、一番安い業者を選んだということになっているようでございます。いかがでしょう。

【安齋委員】

整理番号 2 2 の小名浜大剣ふ頭の件、相馬の災害復旧工事ですけれども、暫定契約 7, 4 9 9 万 9, 4 0 0 円です。最終的な契約が約 3 倍ぐらい開いてしまう原因は何ですか。

【相馬港湾建設事務所次長】

暫定契約時点での復旧の断面は、水深が約 2 m 5 0、マイナス 2 m 5 0 ぐらいだろうと推測して算定したのですが、最終的には、その部分が深掘りしてありまして、約 7 m、マイナス 7 m の水深になっておりました。そのため、捨石を入れて断面を確保したのですが、断面積が約 3 倍以上になってしまったということで、石材の量も多かったのですが、工事の金額が同じように 3 倍程度になってしまったということでございます。

【美馬委員長】

水深の見込み違いが、こういう結果になったということですか。

【安齋委員】

一応、断面は潜って見るというか、その辺は一応チェックはしているのですか。全く見込みでやっているのですか。

【相馬港湾建設事務所次長】

当時は、がれきが散乱してありまして、その部分に人が入れるような状況ではございませんでした。当然、船も寄れないという状況で、松川浦の中から流れ出たものとか、全部溜まっていたという形でしたので、潜水調査はしないで、もともとの浦の中の航路がマイナス 2. 5 m でしたので、その程度までは当然水深は下がっただろうという推測の中で断面を決定したものでございます。

【安齋委員】

分かりました。

【美馬委員長】

他にいかがですか。

【齋藤委員】

福島第一原発に防潮堤は作っていらっしゃらないのでしょうか。今回の工事のリストに、防潮堤工事が入って来るのではないかと考えていたのですけれども、見当たらないように思うのですが。

それというのも、以前、福島第一原発の吉田所長が、今、もし余震が来て津波が来たら、この原発は終わりだと言って、東電の本社が土囊で積みと言ったのを蹴飛ばしたという話が、いろいろなメディアを通じて騒がした訳ですが、その工事というのは発注されていないのでしょうか。今、どのような形になっているのでしょうか。

【入札監理課長】

東京電力の福島第一原子力発電所に必要な防潮堤ということであれば、東京電力において発注される施設になると思いますので、県有施設としての発注はないと思いますから、県の発注工事の一覧には出て来ないと考えております。

【齋藤委員】

分かりました。ですが、実際に福島県の一部ですから、どのようになっているのか、御存知ではないのでしょうか。

【美馬委員長】

東京電力の発注の状況が、把握できているかどうかです。

【入札監理課長】

県の組織の中で、原子力発電所の状況に対応する部署がございますので、そちらの部署では、現状を把握しているかと思いますが、大変恐縮ですが、私共の方では、そこまでは承知してございませんでした。

【美馬委員長】

そういうことのようにございます。他にいかがですか。

【総務部政策監】

後ほど調べてお電話を差し上げます。

【齋藤委員】

ありがとうございます。

【美馬委員長】

他にいかがですか。

【田崎委員】

今回の随意契約は、緊急性というところがポイントだと思うのですけれども、その緊急性の中でもランクがあるのか。優先順位として、どのようなことが上位に来るのか。人の生命を守るのが上になるのか。あるいは、道路を早く作って物流を良くするとか、いろいろな優先順位があると思うのですが、その辺は、いかがなものでしょうか。どのようになっているのでしょうか。

【美馬委員長】

緊急性について、優先順位はありますか。

【入札監理課長】

例えば、生命の場合と財産の場合、あるいは、道路等の交通、公共施設としての機能確保、その辺で、どういった順位付けをするかというご質問だと思いますけれども、基本的には、そのような具体的な基準で順位付けするということまでは行ってございません。

随意契約で発注するのか、一般競争入札で発注するのかというところの判断でございますので、県民の生命・身体、あるいは財産、あるいは公共施設としての機能の復活、そういったところに、例えば、一般競争入札ですと、発注の意思決定から契約を締結して着工できるまで2か月近くはかかりますので、そこまで余裕を持って発注することができるものであるのかどうかといった観点から、個別の工事ごとに緊急性のあるものとして随意契約をすべきか否かという判断をすることとしております。

今ほどご質問いただきましたような、段階的な緊急性といった使い分けはしてございません。ただ、発災直後の時点で、例えば、子ども達が近寄る危険性があるような場所で、非常に生命・身体に影響が大きいと判断される場合には、随意契約の中でも、競争を用いずに、できると考えられる相手方と単独で契約を締結することができるということにしております。

【美馬委員長】

随意契約の中で、もっと早くという形のものはあるけれども、随意契約か一般競争入札かという選択肢のときには、優先の順位はない。たぶん予算を付ける場合には、優先順位が効いて来ると思うのですが、この委員会の問題として、一般競争入札でやるか随意契約でやるかというレベルでは、その優先順位はないということのようです。他にいかがですか。

【影山委員】

案件番号2番で、先程、回航費のかからない三国屋建設株式会社と随意契約を交わされているということですが、三国屋建設株式会社というのは、茨城県の業者だったと思います。そうすると、安かろうということ、他県の業者と随意契約を行うということは、果たして県民の事情からすると、どうなのか。福島県にはサルベージ船を保有する業者もあるような記憶だったのですが、その辺、安かろうだけで随意契約をする理由付けについて説明をお願いしたい。

【美馬委員長】

どうですか。要するに、これは、県外の業者だろうと。そのときに、金額だけで決めていいのか、ということですが、いかがですか。

【小名浜港湾建設事務所主幹兼次長】

確かに三国屋建設は茨城県の会社でございますけれども、大型のクレーン船を持ってきてまして作業ができるという会社が三国屋さんで、たまたま茨城県の業者であった。県内の業者さんでは、起重機船を持っている会社はございますけれども、大きさが小さくて、今回のクレーンでいきますと420トンほど総重量があるのですが、それを吊れるだけの大きさの船は県内にはないです。県内の業者さんが持っていないということで、結果的に県外から持って来ざるを得ないという状況でございます。

【美馬委員長】

県内にはないというのが前提だそうです。

【影山委員】

21ページに400トンと3000トンと書いてある。

【美馬委員長】

3000トンです。

【小名浜港湾建設事務所主幹兼次長】

起重機船の大きさとしては3000トンクラスです。吊る対象のもの、その多目的クレーンというのは総重量で420トンほどです。

【美馬委員長】

他にいかがですかね。

【安齋委員】

随意契約の平均参加者数を見ると、7.37です。随意契約というと、単独随契をどうしても思い出すのですが、平均で7者ということは、随意契約と指名競争入札はどのように違うのでしょうか。その辺について、教えていただきたい。

【入札監理課長】

入札参加者数の観点から申し上げますと、指名競争入札におきましては、競争性確保のために、今の基準では、1億円未満の工事の場合、少なくとも9者以上、1億円以上の工事の場合、少なくとも15者以上は指名するというルールで競争をしていただくこととしております。

今回の随意契約の場合で、単独ではなく、競争していただく場合、基準として定めておりますのは、競争するという観点からは、少なくとも2者以上で見積もりをしていただく。1億円未満の工事の場合、おおむね2者から9者程度、1億円を超える場合、おおむね2者から15者程度ということとしております。

実際に見積もりを提出していただける企業さんの状況が、被災地の状況、発注のタイミング、業者の受注状況などからも違ってまいりますので、そういった観点からは参加していただける企業の数に最低限のラインは特に設けておらず、競争というからには2者以上確保しましょうというルールでやっているという部分が違ってまいります。

【美馬委員長】

結局は、随意契約でも価格が安い方に決まる。1者の場合は別ですが。

【安齋委員】

指名競争入札は認めてないから、今のところ随契を、結局、拡大解釈して運用せざるを得ない。

【入札監理課長】

適切に運用しております。

【美馬委員長】

他にいかがですか。よろしゅうございますか。今後とも、随意契約はまだ続くかと思っておりますので、随意契約をしなくてはならない理由を踏まえた上で選定していただきたい。選定するにあたって、説明がつくような選定の仕方をしていただきたいと思います。

それでは、予定しております審議事項は終わりました、その他の各委員の意見交換に移りたいと思います。どなたか、意見交換したい案件がございましたら、ご提示いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【藤田委員】

建設業者の件ですが、例えば、浪江町から二本松市に避難されていて、実際、工事をやっているのですけれども、浜通りの方まで通ったりして工事している状況です。こちらの地域における入札参加は遠慮しているという話も聞いていますが、どのような扱いになるのか、教えていただきたいと思っております。

【入札監理課長】

被災・避難している企業さんが、今までの地元と離れた地域に拠点を移して営業される場合に、県では、本社を移転する場合と支店を新たに開設する場合のいずれの場合におきましても、元々の本社から離れて支店又は本社を新たに移転ないしは開設する場合には、随時、開設の届けを受けて、登録ができるように準備はしてございまして、その旨は建設業の方々にも伝わるようにホームページなどでも公表したり、あるいは、被災地の市町村に対しまして、その旨の周知などもしてまいりました。

ただ、現実には、地元企業としての扱いを受けていきたい、あるいは、浜通りの企業では、浜通りで今後とも活動していきたいという希望が多いようです。会津に避難したので、会津の地域の企業として登録を受けるといったような例はなかったです。こちらとしては、そういうことで受

け付けて、登録をした場合には、例えば、会津で地元企業として扱えるような制度的な対応も講じては来たのですが、そのような申し出はなかったというのが実情でございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【安齋委員】

地域要件は、今のところ見直さなくてもよろしいということですか。業者からの要求もないと。県の方も見直す考えはないと。

【入札監理課長】

基本的には、浜通りですと、相双建設事務所、又、いわき建設事務所の管内での発注ということになりますが、警戒区域等の指定区域内での発注は、まだほとんどなされていない。ただ、それ以外の南相馬市やいわき市における発注は既に行われておりまして、相双建設事務所管内の企業さんは、そういったところの工事を受注されていらっしゃるのだらうと思います。

先程申しましたように、業者さんが希望されれば、会津に避難している会社が、会津の支店を開設ないしは本社を移転するなどして、会津地域の地域要件でも受注できる制度にはしておりますけれども、現在の浜通りの指定区域以外の地域での発注の中で、避難している企業さんは受注を希望されているということですので、現在の地域要件の制度のままで運用を続けていきたいと考えております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他に何かございますか。

【国分委員】

前回、建築関係の方からお話をいただいて、元請と下請が逆転して、大変困っているということを知りました。それで、ある建築屋さん、底力のないところは、ますます停滞していくし、力のない建築さんは、ますます弾かれていくということで、何とか建築業界にも少し光が当たってくれば、という話を聞きました。それで、下請と元請は、同時に入札ができるということですか。

【美馬委員長】

誰でも要件さえ満たせば、従来、元請であろうと下請であろうと関係なく、入札はできるということだと思います。だが、その中で、元請と下請の力関係はあります。入札については、元請と下請の区別はしていない。それでいいですか。

【入札監理課長】

最初から役割が下請と元請に分かれている場合には、元請となる会社が入札に参加して工事を受注されて、下請会社は元請が工事を受注して初めてその工事の下請けに入れるというような関係にございます。

ただ、委員長がおっしゃいましたように、県の参加資格を持っている会社であれば、普段は下請として仕事をしている会社であっても、工事の発注の金額によって参加できる範囲は違ってまいりますけれども、自ら入札に参加して元請会社となるということも可能な制度とはしてございます。

【齋藤委員】

今は非常事態な訳ですので、応札・入札が不調だというのが、一番深刻な問題ではないかと思っておりますので、これから、いろいろと工夫をなされて、努力はなされると思いますが、県内、県外であるということは、それが一番の重要なものではないし、金額的なものが一番重要なものではないのではないかと私は思います。例えば、管内であるとか、そういう規則も、期間を限定するにしても、ある程度緩和して、融通性をきかせた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【美馬委員長】

そこら辺、どうですか。最初から管内というものをもう少し広げた方が、この不調は防止できるのではないかと。

【入札監理課長】

確かに、例えば、すべての工事ももう何構わず全国に募集をかけて県外の企業さんからも応札していただけるようにするというのも、一つの手法ではあると考えております。ただ、この災

害復旧・復興という工事については、単純に施設を原形に復旧するというだけの意味合いではなくて、公共工事という側面としては、経済対策という効果も必ず考えていかなければならないと思っておりますから、原子力災害と地震災害によって疲弊している今の県内の経済状況に対します回復のための一助にもなるということからは、県内の企業さんに、まずは、できるだけ活用をさせていただいて、県内経済に資するような形での公共事業と発注も考えていかなければならないと思っております。

確かに入札不調も発生してございますけれども、県内企業さんが受注可能な状況のもとで発注している工事につきましては、原則としては、県内の企業さんに参加させていただいて、それが難しいといった工事については、県外の企業さんにも参加していただけるようにしてございます。

特に海岸地域で発生いたします規模の大きな工事につきましては、県内の企業さんだけでは受注が難しい場合が多くなってまいりますので、大規模な工事での公募型の随意契約を活用しまして、県内の企業と県外の企業が共同企業体、いわゆるジョイントベンチャーを組んでいただいて工事を受注できるといった仕組みも取り入れてきているところであります。

ただ、この不調の状況が悪化してまいりまして、工事の発注が進捗できないという状況になるようであれば、今ほどご提案のあったことについても、対策を講じていく必要がある場合が出てくるかもしれないと思っておりますが、今のところは、公共工事・公共事業としての役割・機能も十分に考慮しながら県内企業の活用を図ってまいりたいと考えてございます。

【美馬委員長】

そのようでございます。公共事業というのは、地域の経済の復興という問題もありますので、まずは、県内企業にできるだけは受注していただきたい。ただ、不調が続くような場合には、もう少し広げる可能性は十分にあるということかと思えます。よろしゅうございますか。

【安齋委員】

不調件数について、地域要件で分けては分析していない。

【入札監理課長】

一般競争入札を行ったものと随意契約で競争もしていただいているものもでございます。随意契約の場合、地域要件という概念がありませんから、一般競争入札分だけであれば、そういった分析はできるかと思えます。

【安齋委員】

分析ができるなら、それに応じて地域要件をもう少し拡大するということではできませんか。

【入札監理課長】

はい。

【安齋委員】

その辺、春先まで、もう少し待ってみますか。

【美馬委員長】

不調が続くようでしたら、こういうことも考えなくてはならないです。

【芳賀委員】

先程、入札監理課長の方から、経済の活性化ということにも資さなくてはいけないという話がありましたけれども、元請業者が取った工事について、確か土木部長名だったと思うのですが、地元の下請業者を使いなさいという通知が出ていたと思えます。それと同様に、今、建設業では、いろいろな形で地産地消ということを叫んでいます。地域の仕事は地域の業者にくださいと。

逆に、製品や資材を使う場合には、元請業者が地域の製品を使う。土木部長名でもいいから、地域の資材業者を使いなさいというよう形でやらないと、ものによっては県外から取っていいという形でコスト削減を図るようなことは避けるべきである。

【美馬委員長】

なかなか難しいのは、発注者側が地元の少し値段の高いのを使うということを前提にして予定価格を決めるなら、それは言えるのですが、予定価格は日本標準の一番安いところで発注しておいて、それで地元を使えというのは、経済の論理からいっても、ちょっと無理です。

【芳賀委員】

設計単価は、県内の標準的な価格で設定するというものですから、地産地消は当然成り立つことではないかと思えます。

【美馬委員長】

国の制度として、そういうことが認められるのかどうか。その辺は、どうでしょう。

【建設産業室長】

下請というお話がありましたけれども、土木部では一年前に地産地消という観点で通知を出しており、今回も改めて出したところだったのですが、地産地消という考え方は生きておりますので、そういうものを活用していただくということで、仕様書にも記載しながら、工事を進めているという状況でございます。

【美馬委員長】

県の予定価格を計算するときには、地産地消を前提にして決めているのですか。

【建設産業室長】

資材関係につきましては、県として月1回調査を細めにしまして、価格の変動があれば見直すということで進めております。

【入札監理課長】

今ほどの話は、工事を発注して受注した際に、できるだけ県産材を使って欲しい、あるいは、県内の下請を使って欲しいという願いをするということだと思います。それと別な観点で、予定価格が5,000万円以上の工事の発注の際には、総合評価方式の簡易型と標準型で行っておりますけれども、簡易型と標準型の評価項目の中に県内企業の活用という評価項目がございます。工事をする際の提案として、県内の企業の下請、あるいは、資材を一定の割合以上活用するという提案をしていただけた場合には加点をするという評価項目も設けてございます。そういった意味では、入札の際のインセンティブとしても県内活用を図っているところでございます。

【美馬委員長】

それは分かりますが、予定価格の中に、それがきちっと反映されているかどうかポイントだと思います。

【入札監理課長】

予定価格との関係では、県内の高い価格まで予定価格には含まれていないと思いますので、そういった意味では、企業さんからの提案として、そういうものがあつた場合に加点するという形で対応させていただいているところでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。そういうことのようにございます。一応は、地産地消ということは念頭に置いて指導はしているということのようです。

【芳賀委員】

生コン等の使用の場合ですと、90分での打設完了ということだと思うのですが、例えば、福島の子工事をやる場合に、わざわざ猪苗代から生コンを運ぶというような馬鹿げたことがあつては地域のために良くないと思います。仮に、福島でやる工事ならば、福島市のものを使いなさいとか、少なくとも県北建設管内で出すならば、県北建設管内の品物を使ってやりましょう、それが地域の振興になるのではないかという観点です。

【美馬委員長】

是非努力していただきたいと思います。他にいかがですか。

【安齋委員】

関連ですけれども、加点ではなくて、条件ではできないのですか。

【入札監理課長】

県内の下請、あるいは、資材を使うことを条件に発注するということになるかと思うのですが、公共事業でそのような条件がないと受注できないということにまでしてしまうことにつきましては、一つには、発注者側の優越的な地位の濫用という形で、独占禁止法に抵触する可能性が出てまいります。公正取引委員会が文書を出した経緯が過去にあったと記憶しております。ただ、実際に抵触するとまでは言っておりませんでしたので、そういった意味では、義務付けてしまうところまでは、慎重に対応していかなければならない。あくまでも、基本的には要請していくという形が望ましいと考えております。

【安齋委員】

実際、宮城県の方から、そういう形で要請している。

【入札監理課長】

そういった意味で、文書では要請をしているということでございます。

【安齋委員】

現実問題として、工事の際に道路の縁石について福島県産の石材を使えという形で、要請できるのではないですか。

【美馬委員長】

地域が疲弊しているときですので、地産地消ということは望ましい方向ではないのかという気が致します。他にいかがですか。

その他に移りまして、何かその他の案件でございましたら、いただきたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、私事で恐縮ですが、お詫びとご挨拶をさせていただきたいと思います。私、この度、県の監査委員に就任することになりまして、その監査委員に専念するために、この委員会の委員を兼務する訳にはいかないということですので、辞任をさせていただきたいと思います。任期途中の辞任で申し訳ありません。4年間だったと思いますが、この委員会に出まして、いろいろ勉強させていただきましたし、皆様のご協力と貴重なご意見をいただきまして、円滑にこの委員会が運営できました。本当に感謝しております。今後は、この県の一員としまして、この委員会が有意義な活動をされますことを願っております。本当にどうもありがとうございました。

それでは、事務局から何かございましたら、いただきたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

今回の抽出案件の抽出テーマ及び審議対象期間並びに抽出チームのご指名をお願い致します。

【美馬委員長】

委員の方、今回の抽出案件について、ご意見はございますか。

事務局、案がございましたら、いただきたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、事務局の方からご提案させていただきます。

まず、抽出テーマにつきましては、本日の報告事項にもございましたが、入札不調となった案件ではいかがでしょうか。審議対象期間につきましては、平成23年10月から平成24年1月分までとし、抽出委員につきましては、順番からしますと、菅野委員と国分委員にお願いできればと考えておりますので、ご提案させていただきます。

【美馬委員長】

今の提案、抽出テーマは、入札不調となった案件ということで、審議対象期間は、23年10月から24年の1月まで。そして、抽出委員につきましては、順番からいって、菅野委員と国分委員にお願いをしたいということですが、よろしゅうございますか。

それでは、今回の抽出案件は、このように決めたいと思います。

事務局から他に何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の日程調整のため、皆様のお手元に日程確認表を配付させていただきました。お手数をお掛けいたしますが、3月29日、来週水曜日頃までに事務局に届きますようご提出をお願い致します。

【美馬委員長】

それでは、本日の議事は、これにて終了致します。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第36回福島県入札制度等監視委員会」を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご熱心なご討議、ありがとうございました。